

区分番号	区分	質問	回答
101	応募資格	同一事業で他の補助金にも申請しているが、申請できるか。	他の補助金に同一事業で同時申請は可能ですが、両方が採択された場合はいずれかの補助金を選択し、もう一方の補助金は辞退する必要があります。（併給不可） 例として、複数の補助金を同時に活用し、同一若しくは同種の設備投資等を行っている場合は、同一事業とみなします。
102	応募資格	本社が旭川以外であるが、旭川市内に飲食店がある場合は補助対象となるか。	募集要領2. 申請要件の全ての申請要件を満たしていれば申請できます。必要書類として、市税の滞納がないことの証明を提出していただく必要があります。旭川市の市税の納税義務がない事業者は、本社所在地である市町村の市町村税を滞納していない証明が必要です。詳しくは募集要領2 ページ「2. 申請要件」の欄をご確認ください。
103	応募資格	今年起業したばかりで決算を迎えていないが、申請できるか。	募集要領2. 申請要件の全ての申請要件を満たしていれば申請できます。詳しくは募集要領2 ページ「2. 申請要件」の欄をご確認ください。開業届及び決算書の代わりに創業計画書を提出していただく必要があります。
104	応募資格	郵送で確定申告をしているので、第一表に収受印がないがどうしたら良いか。	税務署にて当該年度の納税証明書（その2 所得金額用）を取得し、ご提出いただくことで代えることができます。
201	申請	募集要領を印刷したものはないか。	申請をお考えの方に募集要領を印刷してお渡しすることはしていません。当財団ホームページ上で公開しておりますので、そちらからダウンロードしてください。

区分番号	区分	質問	回答
202	申請	手書きで作成した申請書を使って申請することはできるか。	手書きした申請書等をスキャナ等により文書データ形式（PDF形式等）に変換し、CD-R又はUSBメモリーなどの記録媒体にデータを保存し、ご提出ください。
203	申請	どのように申請書類を作成すればいいのかわからない。 作成などの指導はしてもらえるのか。	事業計画の相談等には応じますが、申請書の作成指導はしていません。募集要領の「13. 申請書作成について」の（3）事業計画作成項目（会社概要・事業目的・事業内容・期待される効果）を熟読の上、各項目を作成してください。なお、テーマ名、概要に関しては採択された場合には公表しますので、公表されても差支えない内容を記載してください。また、申請書記載例もホームページ上で公開しておりますので、そちらも併せてご確認ください。
204	申請	申請書をワードで編集しているが、フォントサイズなどに指定はあるか。	フォント・サイズに指定はありません。読みやすいフォント・サイズ及びカラー等であれば、適宜変更をしていただいても構いません。
205	申請	募集要領6ページ記載「收受日付印（電子申告の場合は相当するもの）」とはどのような書類か。ない場合はどうやって取得すればよいか。	電子申請（e-TAX）後に税務署より送信される「メール詳細」又は「受信通知」が該当します。詳しくは以下URLに確認方法が記載されていますのでご確認ください。 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qa/e-taxweb/42.htm#tabs_4">https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qa/e-taxweb/42.htm#tabs_4</a>
206	申請	申請期限は、郵送の場合必着期日か。	9月4日17：00必着としていますので、それ以降の申請は受理できません。期日にはゆとりを持ってご申請ください。

区分番号	区分	質問	回答
207	申請	7月31日が決算日なので、2022/8～2023/7の決算がまだ出来ていない。提出書類である「直近の決算書」はどうしたら良いか。	この場合は、2022年7月の決算を直近としてご提出ください。 またその際、事業計画書（様式1-1）の収益計画には直近を2022年7月、1年目を2023年7月（決算見込み）、2年目を2024年7月（見込み）、3年目を2025年7月（見込み）として入力してください。
208	申請	市税の滞納のないことの証明書は、領収済みの納付書等でも良いか。	納付書や領収書ではなく「市税の滞納のない証明」の納税証明書の提出が必要となります。
209	申請	パソコンを持っていない等の理由で、代理で別の事業者が申請をすることは可能か。	士業や取引先企業など、社外のものによる代理申請は受付できません。
210	申請	フランチャイジーだが申請要件を満たすか	募集要領の2. 申請要件の各号全てを満たすフランチャイジーは対象となります。フランチャイジーは対象となりません。
301	補助金	経費明細書の補助申請額は消費税込みで記載しても良いか。	書式に従い、税込みの額、税抜きの額を該当箇所にそれぞれを記載ください。

区分番号	区分	質問	回答
401	対象経費	エアコン、ウォシュレットトイレを導入したいが、補助の対象となるか？	補助対象事業である、「サービスの維持・向上に係る人材不足の課題解決に必要な機器導入」「人材不足により取り組めなかった新たなサービス実施のための設備投資」に該当しないため、補助の対象となりません。
402	対象経費	社内事務のためのタブレット導入したいが補助対象となるか？	電子決済専用や専用注文端末等、新たなシステム導入に付随し、使用が限定される場合ではないため、対象となりません。
403	対象経費	ポイント還元や割引分などは補助対象になるか？	対象となりません。
404	対象経費	フランチャイジーだが設備のリース料は対象となるか	①大手フランチャイザーから出資を受けていない、②リース料等がロイヤリティとは別請求となって、設備費もしくは使用料として明確に分かる（固定額である等）の場合には対象となる場合があります。